

岩手県告示第705号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第104条第1号に規定する漁業に係る次の加入区について、同法第105条の2第4項の規定により、同条第3項の規定による届出を審査した結果、同条第1項に規定する要件に適合すると認める。

平成27年9月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

加入区の名称	漁業の区分
角浜	あわびをとる漁業
川尻浜	あわびをとる漁業
種市	あわびをとる漁業
鹿糠浜	あわびをとる漁業
玉川浜	あわびをとる漁業
戸類家	あわびをとる漁業
宿戸	あわびをとる漁業
八木	あわびをとる漁業
有家浜	あわびをとる漁業
中野	あわびをとる漁業
小子内浜	あわびをとる漁業
侍浜	あわびをとる漁業
南侍浜	あわびをとる漁業
二子	あわびをとる漁業
大尻浜	あわびをとる漁業
小袖	あわびをとる漁業
久喜	あわびをとる漁業
野田	あわびをとる漁業
玉川	あわびをとる漁業
普代村	あわびをとる漁業
小本浜	あわびをとる漁業
田老町	あわびをとる漁業
宮古	あわびをとる漁業
重茂	あわびをとる漁業
大沢	あわびをとる漁業
大浦	あわびをとる漁業
鵜片浦	あわびをとる漁業
箱崎	あわびをとる漁業
東部白浜	あわびをとる漁業
両石	あわびをとる漁業
釜石	あわびをとる漁業
平田	あわびをとる漁業
白浜浦	あわびをとる漁業
唐丹町	あわびをとる漁業

吉浜	あわびをとる漁業
越喜来	あわびをとる漁業
綾里	あわびをとる漁業
赤崎	あわびをとる漁業
末崎	あわびをとる漁業
広田町	あわびをとる漁業
米崎町	あわびをとる漁業
気仙町	あわびをとる漁業